

岩手県障がい者スポーツ協会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県障がい者スポーツ協会（以下、「本会」という）が管理するホームページのトップページ下への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、当協会ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下、「広告主」という）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

2 広告主は、一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会会員規約（以下、「会員規約」という）第11条2項で規定する賛助会員等とする。また、広告掲載の申込者から委託された広告代理店等を含む。

3 寄付行為があった者で広告掲載を希望する場合も広告主となることができる。

4 会費金額により、当協会にてホームページ上における広告サイズ及び配置を調整することがある。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、会員規約第6条で規定する会員の有効期間とする。

2 広告を掲載する開始日は、広告掲載の申込があり、当協会にてバナー広告設定を完了し、公開した日とする。

(広告掲載の申込)

第4条 広告掲載の申込については、「岩手県障がい者スポーツ協会ホームページ掲載申込書」を掲載希望日の10日前までに提出することとする。

(広告の禁止及び制限事項)

第5条 広告については、次に掲げる事項に対しては掲載禁止または制限を加えることがある。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの。
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの。
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。
- (9) その他、公的資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

(広告掲載の募集)

第6条 広告募集は本会のホームページからも行うことができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、掲載希望日の10日前までに広告原稿を作成し、当協会が使用できるデータ様式にて提出すること。

2 広告原稿作成に要する経費は、広告主が負担すること。

3 本会は、提出された広告原稿の内容が第5条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

(広告の変更)

第9条 広告主は、当該広告の内容を原則として3か月毎に変更することができるものとする。

2 広告主は、前項に規定により広告を変更しようとする場合は、本会とあらかじめ協議するものとし、第7条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第10条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から換算して10日前までに本会に届け出るものとする。

(広告主の債務)

第11条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。